ロ　都道府県知事は、医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するために必要である等の要件に該当すると認めるときは、参加法人が開設する病院間の病床の融通を許可することができることとした。（第三〇条の四関係）

ハ　地域医療連携推進法人の役員、計算（剰余金の配当禁止を含む。）、解散及び清算並びに都道府県知事による監督については、医療法人に関する規定を準用することとした。（第七〇条の一二、第七〇条の一四、第七〇条の一五、第七〇条の二〇及び第七〇条の二三関係）

2　医療法人に係る改正事項

㈠　医療法人の計算及び機関に関する事項

(1)　事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等の監査を受けなければならないものとするとともに、これを公告しなければならないこととした。（第五一条第二項及び第五項並びに第五一条の三関係）

(2)　医療法人は、その役員と特殊の関係がある事業者との取引の状況に関する報告書を作成し、都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第五一条第一項及び第五二条関係）

(3)　医療法人への理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定するとともに、社員総会等の機関に関する所要の規定を整備することとした。（第四四条～第四九条の三関係）

㈡　医療法人の分割等に関する事項

医療法人（社会医療法人その他の厚生労働省令で定める者を除く。）は、都道府県知事の認可を受けて、分割することができるものとするとともに、これに伴う所要の規定を整備することとした。（第五七条～第六二条の二関係）

㈢　社会医療法人の認定等に関する事項

(1)　二以上の都道府県において病院及び診療所を開設している場合であって、医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものについては、当該病院の所在地の都道府県知事が認定を行うことができることとした。（第四二条の二関係）

(2)　社会医療法人の認定を取り消された医療法人であって、一定の要件に該当するものは、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、収益業務を継続して行うことができることとした。（第四二条の三関係）

3　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、2の㈠の(3)、㈡及び㈢に掲げる事項に関する規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇琵琶湖の保全及び再生に関する法律（法律第七五号）（国土交通省・環境省）

1　目的

この法律は、琵琶湖が、我が国最大の湖であり、近畿圏において治水上又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にあること並びに琵琶湖の保全及び再生が我が国における湖沼の保全及び再生の先駆けとしての事例となり得ることに鑑み、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　基本方針

㈠　主務大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）を推進するため、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第二条第一項関係）

㈡　基本方針においては、次に掲げる事項を定めることとした。

(1)　琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針

(2)　琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項

(3)　その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項（第二条第二項関係）

㈢　基本方針は、琵琶湖の特性及び琵琶湖をめぐる状況の変化を踏まえつつ、関係地方公共団体が多様な主体の参加と協力を得て策定し、及び実施する琵琶湖保全再生施策について国が必要な支援を行うことを旨として、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として定めることとした。（第二条第三項関係）

㈣　㈠から㈢までに定めるもののほか、基本方針に関し必要な事項を定めることとした。（第二条第四項～第六項関係）

3

㈠　滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下「琵琶湖保全再生計画」という。）を定めることができることとした。（第三条第一項関係）

㈡　琵琶湖保全再生計画においては、次に掲げる事項を定めることとした。（第三条第二項関係）

(1)　計画期間

(2)　琵琶湖の保全及び再生に関する方針

(3)　琵琶湖の保全及び再生のための次に掲げる事項

イ　水質の汚濁の防止及び改善に関する事項

ロ　水源の涵養に関する事項

ハ　生態系の保全及び再生に関する事項

ニ　景観の整備及び保全に関する事項

ホ　農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

(4)　琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項

(5)　琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する次に掲げる事項

イ　住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項

ロ　琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項

(6)　琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項

(7)　その他琵琶湖の保全及び再生に関し必要な事項

㈢　琵琶湖保全再生計画は、国土形成計画法に規定する国土形成計画、近畿圏整備法に規定する近畿圏整備計画、湖沼水質保全特別措置法に規定する湖沼水質保全計画その他の法律の規定による計画であって琵琶湖に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないこととした。（第三条第三項関係）

㈣　㈠から㈢までに定めるもののほか、琵琶湖保全再生計画に関し必要な事項を定めることとした。（第三条第四項～第六項関係）

4　財政上の措置

国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、その実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずることとした。（第四条関係）

5　地方債についての配慮

関係地方公共団体が琵琶湖保全再生計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をすることとした。（第五条関係）

6　資金の確保等

国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第六条関係）

7　関係者の協力

主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体、関係事業者等は、琵琶湖保全再生計画の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第七条関係）